

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約の期間が終了し、又は契約が解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写・複製の禁止）

第 5 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第 6 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他甲が定める場所の外に持ち出してはならない。

（安全管理措置）

第 7 乙は、業務の実施に当たり、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第 8 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（再委託の禁止）

第 9 乙は、個人情報の取扱いを行う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負

わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託先の安全管理措置）

第10 乙は、甲の承諾を得て業務の再委託をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する義務及び乙が果たすべき安全管理措置と同等の措置を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対し再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託先の監督）

第11 乙は、甲の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（取扱状況の報告及び調査）

第13 甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

（事故発生時における報告等）

第14 乙は、個人情報の漏えいが生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第15 乙は、自己の責に帰すべき事由（再委託先の故意又は過失を含む。）により、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責任を負う。

（契約の解除）

第16 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

注釈

※1「甲」は実施機関（市側）を、「乙」は受託者を指すものとする。

※2 この特記事項を添付する契約書本体に、下記の事項を追記して使用するものとする。